

厚生事業見直しに係る提案・意見の募集について

公立学校共済組合鹿児島支部では、5年に1回、厚生事業の見直しを行っており、現在、来年度からの実施に向けて、関係団体の代表者からなる検討委員会を設置し、見直し作業を進めています。

つきましては、見直し素案を作成しましたので、下記により組合員の皆様の提案・意見をお聞かせください。

1 見直し素案

本誌 3 ページから 5 ページに掲載

2 提案・意見をお寄せいただく期限

平成29年10月13日(金)【必着】

3 提案・意見をお寄せいただく方法

提案・意見は理由を付して、下記のいずれかの方法により、お寄せください。

様式については、本誌 5 ページをコピーの上、御利用ください。

なお、この様式に限らず、所属及び氏名を明記の上、事業名、提案・意見及びその理由をお寄せいただいても結構です。

また、見直し素案以外に新たな事業を提案いただく場合は、事業名の欄に「(新規)〇〇事業」と事業名を記入の上、提案及びその理由をお寄せください。

(注)電話による提案・意見の受付はいたしかねますので御了承ください。

■電子メールの場合

電子メールアドレス : fukuri46@kouritu.go.jp

* 電子メールのタイトル(件名)は「厚生事業見直しに関する意見」としてください。

■ファックスの場合

ファックス番号 : 099-286-5663

* 表題は「厚生事業見直しに関する意見」としてください。

■郵送の場合

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(鹿児島県教育庁総務福利課内)

公立学校共済組合鹿児島支部福利係宛

* 封筒に「厚生事業見直しに関する意見」と記入してください。

4 提案・意見をお寄せいただく際の注意

- ・ 所属及び氏名を明記してください(内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。)
- ・ お寄せいただいた提案・意見に対し、個別の回答はいたしかねます。
- ・ お寄せいただいた内容については、所属及び氏名を除き、公表することがありますので、あらかじめ御了承ください。

5 問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部福利係

電話番号 : 099-286-5205

厚生事業見直し素案(既存事業)

事業名		現在の事業内容					今後の方向性
		実施内容	平成 29 年度予算額等				
			単価等	人数 (人)	金額 (千円)		
健康管理事業	健康管理講座	健康管理・病気予防に関するセルフケア方法等を学ぶ講座を実施する。 ・対 象 者 組合員及び被扶養者 ・実施時期 夏季休業中(半日×3 会場) ・内 容 講演, 2 分科会	・平成 28 年度実績(人数) 区分 定員 参加者 奄美 60 37 霧島 80 62 鹿児島 160 146 計 300 245	400	1,068	●継続 組合員の健康の保持増進及び疾病予防のために、必要な事業であるため現状維持で進めていきたい。講演・分科会の内容については組合員のニーズに合わせ、実施する。	
	こころと体のリフレッシュ講座	メンタルヘルスに関する理解等を深める講座を実施する。 ・対 象 者 組合員及び被扶養者 ・実施時期 夏季休業中(半日×3 会場) ・内 容 講演, 2 分科会	・平成 28 年度実績(人数) 区分 定員 参加者 川内 80 40 鹿児島 140 127 鹿児島 140 111 計 360 278	280	790	●継続 参加できる地域が限られているため、多くの希望者が参加できるようにしていく必要がある。	
	メンタルヘルス講座講師派遣	各種研修会で実施するメンタルヘルス講座に講師を派遣する。 ・実施時期 随時 ・研 修 会 新任校長・教頭研修会、県立学校事務長会等	・実績(派遣回数) 26 年度 27 年度 28 年度 5 4 4	280	60	●継続	
	人間ドック	1 日ドック	・対 象 者 30 歳以上の組合員 ・実施時期 6 月～2 月 ・検査内容 内科的な機能検査を 1 日で実施	県内外病院(47 病院) 健診料(平均) 39,500 円 補助額 18,650 円 自己負担額 6,838 円～24,452 円	7,847	146,348	●継続 平成 28 年度の厚生事業検討委員会の見直しにより、共済負担額を固定した結果、45 歳以上は全員、45 歳未満は 2 年に 1 回の基準どおりに、受診者を決定することができた。
		1 日＋女性ドック	・対 象 者 30 歳以上の女性組合員 ・検査内容 内科的な機能検査及び婦人科検査を 1 日で実施	県内外病院(28 病院) 健診料(平均) 47,000 円 補助額 22,430 円 自己負担額 5,758 円～30,760 円	2,500	56,076	
女性ドック		・対 象 者 30 歳以上の女性組合員 ・検査内容 婦人科検査を 1 日で実施	県内外病院(25 病院) 健診料(平均) 23,000 円 補助額 11,290 円 自己負担額 2,663 円～16,898 円	290	3,275		
脳ドック		・対 象 者 45 歳以上の組合員 ・検査内容 MRI 検査(磁気共鳴)等を 1 日で実施	県内外病院(20 病院) 健診料(平均) 33,500 円 補助額 14,970 円 自己負担額 3,390 円～24,450 円	700	10,479		
配偶者ドック		・対 象 者 35 歳以上の被扶養配偶者 ・検査内容 内科的な機能検査を 1 日で実施	県内外病院(26 病院) 健診料(平均) 25,300 円 補助額 11,240 円 自己負担額 2,713 円～18,460 円	945	10,623		
特定健診等事業	特定健康診査	(特)人間ドック	※健康管理事業の人間ドックに同じ、対象年齢は 40 歳～74 歳	※健康管理事業の人間ドックに同じ	※健康管理事業の人間ドックに含む	●継続 被扶養者(任意継続組合員含む。)の受診率向上のため、受診券の有効期限延長、パート先等の職場健診の結果提供を求める案内など新しい受診勧奨の方法を検討していく必要がある。	
		被扶養者及び任意継続組合員の健診	・対 象 者 40 歳～74 歳の組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者 ・実施時期 4 月～1 月 ・健診内容 メタボリックシンドロームに着目した項目の健診を実施 ・実施方法 対象者に受診券を配布して契約医療機関で受診する。	健診料 9,000 円 自己負担なし(全額共済組合負担)	1,916	15,489	
		詳細な健診	・対象者 医師が必要と認める者 ・健診内容 眼底検査等	医師が必要と判断した場合の詳細に健診に係る費用			
	特定保健指導		・対象者 特定健康診査の受診結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判定された者(リスクが重なり始めた者) ・指導内容 動機付け支援は、初回の面接から 6 か月後の改善状況の確認まで、積極的支援は、初回の面接から面接や電話等による 3 か月以上の継続支援を経て、6 か月後の改善状況の確認まで	利用料 14,800 円 自己負担なし(全額共済組合負担) 利用料 34,000 円 自己負担なし(全額共済組合負担)	927	13,724	●継続 利用率・実施率の向上に向けて、新たな実施方法を検討し導入していく必要がある。
					927	31,526	
一般事業	山の家・海の家利用補助	夏季休業期間に、指定施設を利用した組合員及び被扶養者(3 歳以上)を対象に、1 人 2 泊を限度として料金の一部を補助する。 ※互助組合との共催事業	・1 泊の補助額(2 泊を限度) 大人 共済組合 700 円 互助組合 3,300 円 小人 共済組合 500 円 互助組合 2,800 円	2,547	1,693	●継続 減少方向ではあるが、毎年 2000 人近郊の利用があることから根強いニーズがあり、また、互助組合との共催事業であることから、現状維持での継続が望ましい。	
	鹿児島宿泊所宿泊利用補助	組合員が鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューがこしま」を、宿泊で利用したときに料金の一部を補助する。	1 泊の補助額(泊制限なし) 大人 1,000 円 小人 500 円	—	850	○拡充 組合員への周知が進み、利用が増加している。ついでに、対象者の範囲を同伴の組合員の家族(一親等以内の親族に限る。)までに拡充し、更なる利便性の向上を図る。	

事業名	現在の事業内容				今後の方向性																		
	実施内容	平成 29 年度予算額等																					
		単価等	人数 (人)	金額 (千円)																			
一般事業	鹿児島宿泊所会食等利用補助	組合員及び被扶養者が鹿児島宿泊所を、食事や宴会等で利用したときに料金の一部を補助する。 補助額(利用額に応じる。) 1,500 円以上の利用で 500 円 3,500 円以上の利用で 1,000 円 5,500 円以上の利用で 2,000 円	—	10,600	○ 拡充 所属所における慰労会での利用率が高い。組合員の福祉の増進に資することを鑑みると、個人(プライベートな)利用の促進を図るには、同伴者も対象とすることが効果的である。 ついては、対象者の範囲を同伴の組合員の家族(一親等以内の親族に限る。)までに拡充し、更なる利便性の向上を図る。																		
	介護講座	介護に関する知識や介護方法等を、実技を交えて学ぶ講座を実施する。 ・対 象 者 組合員及び被扶養者(配偶者については被扶養者でなくても可) ・実施時期 夏季休業中(1 日×3 会場) ・内 容 講義、体験実技	・平成 28 年度実績(人数) <table><tr><td>区分</td><td>定員</td><td>参加者</td></tr><tr><td>鹿屋</td><td>30</td><td>12</td></tr><tr><td>鹿児島</td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>鹿児島</td><td>50</td><td>41</td></tr><tr><td>計</td><td>130</td><td>103</td></tr></table>	区分	定員	参加者	鹿屋	30	12	鹿児島	50	50	鹿児島	50	41	計	130	103	110	360	● 継続 高齢化社会に対応するため、介護を学ぶ意義は大きく、講座の存在意義は高い。しかしながら、毎年度、地方会場は極端に希望が少ないことから、開催方法については検討を要する。 (鹿児島会場での 3 コース制に変更。(例:介護の知識と予防、認知症の理解と援助、福祉用具の知識と介助の技術))		
	区分	定員	参加者																				
	鹿屋	30	12																				
	鹿児島	50	50																				
	鹿児島	50	41																				
	計	130	103																				
ライフプランセミナー	将来に対する自己管理能力を身につけ、生涯生活設計に必要な知識を培う講座を実施する。 ・対 象 者 組合員及び被扶養者 ・実施時期 夏季休業中(半日×4 会場) ・内 容 講義、演習	・平成 28 年度実績(人数) <table><tr><td>区分</td><td>定員</td><td>参加者</td></tr><tr><td>40 歳未満</td><td>40</td><td>15</td></tr><tr><td>40 歳～50 歳</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>51 歳～55 歳</td><td>60</td><td>49</td></tr><tr><td>56 歳～定年前</td><td>60</td><td>85</td></tr><tr><td>計</td><td>220</td><td>209</td></tr></table> ※鹿児島市で実施	区分	定員	参加者	40 歳未満	40	15	40 歳～50 歳	60	60	51 歳～55 歳	60	49	56 歳～定年前	60	85	計	220	209	220	635	○ 縮小 40 歳以上の組合員からは例年多くの申込があり、内容も他の講座と重複する部分がないため、継続が望ましい。ただし、40 歳未満については、申込が少ない現状から、40 歳未満の区分を廃止して、現状の「40 歳～50 歳」の区分を「50 歳未満」として計 3 コースで実施する。
区分	定員	参加者																					
40 歳未満	40	15																					
40 歳～50 歳	60	60																					
51 歳～55 歳	60	49																					
56 歳～定年前	60	85																					
計	220	209																					
カップリングパーティ Waku-Doki	未婚の組合員等を対象とした親交・交流を深めるためのパーティを開催する。 ・実施時期 年 2 回 ・内 容 鹿児島宿泊所	運営に係る事務経費を鹿児島宿泊所へ補助する。	80	100	● 継続																		
人間ドック通院費補助	人間ドックの受診者が、受診する健診種別がない離島に居住している場合、交通費(船賃)の一部を補助する。	・補助額 最も近い指定病院までの該当航路の往復最低廉船賃価格(定額)	220	1,100	● 継続 離島勤務者に本土の勤務者と同等の人間ドックの受診機会を与えるためには、事業として必要である。																		
特定保健指導通院費補助	特定保健指導の利用者が、利用する医療機関がない離島に居住している場合、初回の面接時に要した交通費(船賃)の一部を補助する。	・補助額 最も近い指定病院までの該当航路の往復最低廉船賃価格(定額)	10	50	○ 廃止 過去 5 年間実績はほとんどなく、訪問型特定保健指導が実施方法としてある。																		
鹿児島宿泊所結婚式場利用補助等	組合員又は組合員の子が、鹿児島宿泊所で結婚式・披露宴を挙げたときに料金の一部を補助する。	・補助等額 利用者 10 万円 紹介者 2 万円(宿泊所利用券) * 組合員の紹介により、一般の方が鹿児島宿泊所で披露宴等を挙げたときに、紹介者に対して宿泊所利用券を贈呈する(平成 26 年度から実施)。	(利用者) 36 (紹介者) 20	4,000	○ 拡充 100 人以上の披露宴等を挙げたときには補助額を 20 万円に増額 広報誌等により組合員への周知が進み、有効に運用されている。 しかしながら、婚礼の小規模化や周辺地区における式場の増加により、取り巻く環境は厳しいことから、補助を効果的に増額することにより、魅力を高め、更なる利用促進を図る。																		

厚生事業見直し素案（新規事業）

事業名		実施内容	必要性等
一般事業	鹿児島宿泊所法事等利用補助	組員又は被扶養者が鹿児島宿泊所「ホテルウェルビューかごしま」を法事等で利用した場合に料金の一部を補助する。 ・利用要件 組員又は被扶養者を施主とする法事等で利用する場合（利用回数の制限なし） ・補助額 利用額（奉仕料、消費税を除く。）の2分の1を補助（上限3万円） ・利用方法 利用予定日までに鹿児島宿泊所へ所定の申請書を提出し、補助額を支払い時に利用額から差し引くこととする。	鹿児島宿泊所の利用促進を図るため。

（提案・意見の様式）

「厚生事業見直しに係る提案・意見」

宛 先：公立学校共済組合鹿児島支部福利係（鹿児島県教育庁総務福利課内）宛

所 属：氏 名：

【提案・意見】

事業名：